

与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助金募集要項

【事業の目的及び概要】

与論町内宿泊事業者や観光施設事業者が高付加価値で持続可能な観光地づくりを目指すための大規模な施設改修や設備導入、空き家等の宿泊施設等への転換に向けた改修等の実施に要する費用の一部を助成する。

【補助対象者】

補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

【宿泊事業者】

- (1) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 3 項の営業に係る施設（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）であること。
- (2) 町内に本社・支所・営業所等の事業所（以下、「事業所等」という。）を有し、町内で経営する宿泊施設を保有又は運営している法人もしくは個人事業者であるもの。
- (3) 町への納税義務者であり、町税等を滞納していないもの。
- (4) 原則として島内モバイルチェックインを導入している又は導入予定の事業者であり、適正に運用していること。
- (5) サステナブルガイドラインに基づく診断を受け、チェックシートを提出するもの（※1）

【観光施設事業者】

- (1) 町内に事業所等を有し、観光旅行者の利用に供される施設を保有又は運営している法人もしくは個人事業者であり、下表に掲げるもの。

業種名	対象業種
飲食店	居酒屋、レストラン、カフェ、喫茶店等
小売業	土産物店、その他土産物を多く販売する小売店等

- (2) 町への納税義務者であり、町税等を滞納していないもの。
- (3) サステナブルガイドラインに基づく診断を受け、チェックシートを提出するもの（※1※2）
※1：チェックシートは実績報告時に提出すること。また、次年度以降もガイドラインに基づく診断を受け、チェック項目が 1 割を超えるように努めること。
※2：対象は飲食店のみとする。

【補助対象事業】

補助金の交付を受けることができる事業は、次の各号に掲げるものであり、かつ、補助対象事業費の合計が 100 万円以上とする。

- (1) 観光地の高付加価値化や持続可能な観光の国際基準に対応するための施設改修及び設備導入
（例：インバウンド及びユニバーサルの対応に向けたトイレ洋式化やユニットバス改修、バリアフリーに向けた施設改修、集落景観にマッチした外観改修、光害の対策や省エネに向けた設備導入、環境負荷軽減に向けた設備導入等）
- (2) 空き家等を宿泊施設等へ転換するための施設改修

(3) その他、町長が必要と認めるもの

※消費税の課税事業者のうち原則課税方式を選択している者については、消費税相当額を控除した金額（消費税抜き額）を対象経費とする。

※物品・工事等の購入・発注は、可能な限り与論町内で行うこと。

【補助対象経費】

補助対象経費は、次の各号に掲げる費用のうち、補助金交付決定以降に購入又は工事を開始したもので、令和8年2月13日までに支払いが完了したものの。

- (1) 工事費
- (2) 通信整備費
- (3) 原材料費
- (4) 委託費
- (5) 設備導入費
- (6) その他町長が特に必要と認める費用

※施設改修に関する経費（工事費、原材料費等）を優先的に採択いたします。

【補助率及び上限額】

○補助率：1／3以内（ただし、申請する補助金額は1,000円未満を切り捨てること）

○上限額：1事業所あたり300万円

※申請者多数の場合は、改修の規模や施設の高付加価値化の取組内容を検討し、採択いたします。

【事業対象期間】

○補助金交付決定後～令和8年2月13日

※施設改修工事を行う場合は、改修前の写真を提出する必要があります。

※期間内に完了できない場合は事前に商工観光課まで申し出ること。

【その他】

○事業対象施設等が国立公園区域内にある際は、事前に環境省などに申請や届出が必要となります。対象となる事業者は商工観光課までご連絡ください。

○申請書受付期間：令和7年4月14日（月）～令和7年5月16日（金）

【お問い合わせ・提出先】

与論町役場商工観光課 担当：加藤

[Tel:0997-97-4902](tel:0997-97-4902) FAX:0997-97-4196

Mail:yoroncho@po.minc.ne.jp